

# 岐阜県救急医療施設運営費等補助金交付要綱

(昭和58年1月24日制定)

(昭和59年1月12日一部改正)

(昭和60年7月2日一部改正)

一部改正 地保第537号  
昭和52年 3月20日

一部改正 地保第410号  
平成 4年 10月 7日

一部改正 地保第674号  
平成 5年 3月25日

一部改正 地保第209号  
平成 5年 7月 2日

一部改正 地保第583号  
平成 6年 2月22日

一部改正 医整第249号  
平成 6年 6月14日

一部改正 医整第674号  
平成 6年 12月16日

一部改正 医整第86号  
平成 7年 4月27日

一部改正 医整第11号  
平成 8年 4月17日

一部改正 医整第334号  
平成 8年 7月12日

一部改正 医整第4号  
平成 9年 4月21日

一部改正 医整第440号  
平成10年 7月31日

一部改正 医整第659号  
平成11年 10月26日

一部改正 医整第387号  
平成12年 6月29日

一部改正 医整第611号  
平成12年 10月11日

一部改正 医整第681号  
平成13年 11月30日

一部改正 医整第577号  
平成14年 10月18日

一部改正 医整第390号  
平成15年 7月 2日

一部改正 医整第870号  
平成16年 1月26日

一部改正 医整第526号  
平成16年 8月30日

一部改正 医整第465号  
平成17年 8月29日

一部改正 医整第1088号  
平成19年 1月17日

一部改正 医整第532号  
平成19年 7月19日

一部改正 医整第764号  
平成20年 8月14日

一部改正 医整500号  
平成21年 7月 7日

一部改正 医整第344号  
平成22年 6月 9日

一部改正 医整第756号  
平成23年 10月27日

一部改正 医整第1100号  
平成23年 12月13日

一部改正 医整第1009号  
平成27年 2月27日

一部改正 医整第367号  
平成28年 7月27日

一部改正 医整第363号  
平成29年 5月22日

一部改正 医整第961号  
令和 2年 12月 2日

一部改正 医整第584号  
令和 4年 8月30日

## 岐阜県救急医療施設運営費等補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、休日及び夜間の救急医療並びに重篤患者の医療を確保するとともに、搬送困難事例受入医療機関を支援するため、市町村（一部事務組合を含む。）及び県内に所在する病院の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う救急医療施設等の運営等に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を総括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

### (補助金の名称等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費は、毎年4月1日から翌年3月31日までに発生したものとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、当該申請書には、同様式において定める書類を添付しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(変更申請手続)

第5条 補助事業者は、補助金の交付決定後における事情の変更により、補助金の交付額を変更する場合は、変更交付申請書(別記第2号様式)により変更交付申請を行うものとし、当該申請書には、同様式において定める書類を添付しなければならない。

2 変更交付申請書の提出期限は、毎年1月15日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業の経費配分又は内容を変更する場合(次に掲げる場合を除く。)は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費に係る変更で、20%未満の減額の変更をする場合

イ 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(5) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、その確定額を補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。

(6) 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額に相当する額を県に返還すること。

(7) 間接補助金に係る補助金の交付を概算払により受けた場合は、当該概算払を受けた額に相当する額を、遅滞なく間接補助事業者に交付すること。

(8) 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

ア 第1号及び第2号に掲げる事項。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。

イ 間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に関して間接補助金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件若しくは規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。

ウ 間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(当該間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで。以下同じ。)保存すること。

2 補助事業者が前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式及び同項第5号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前号第1号の承認 事業経費配分変更(内容変更)承認申請書(別記第3号様式)

(2) 前号第2号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(3) 前項第5号の規定による報告 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(別記第5号様式)

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとし、当該報告書には、同様式において定める書類を添付しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者等により取得した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第350号)に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 単価50万円以上の機械及び器具

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成しなければならない。

2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項の調書の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

(書類の提出部数及び経由)

第13条 この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める部数とする。

一 書面により提出する場合 3部（補助事業者の所在地が岐阜市である場合は、2部）

二 電子ファイルにより提出する場合 1部

2 補助事業者（所在地が岐阜市であるものを除く。）は、この要綱の規定により書面又は電子ファイルを提出するときは、所管保健所長を経由するものとする。

（補助事業の表示）

第14条 補助事業者は、補助事業により作成した印刷物等に県の補助を受けて実施した旨を表示するものとする。

（その他）

第15条 特別の事情により、第3条第1項の規定による補助金の額の算定方法並びに第4条、第5条及び第8条に定めるところによることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和57年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 次に掲げる要綱等（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

一 岐阜県休日診療所運営費補助金交付要綱（昭和53年2月20日地保第383号通知）

二 岐阜県在宅当番医制運営費等補助金交付要綱（昭和53年1月24日地保第371号通知）

三 岐阜県病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱（昭和53年1月24日地保第371号通知）

四 岐阜県救急医療後方ベッド確保対策費補助金交付要綱（昭和53年1月24日地保第371号通知）

五 岐阜県救急医療対策費補助金交付要綱実施細則（昭和53年1月24日地保第371号通知）

3 昭和56年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、昭和60年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 昭和59年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、昭和61年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 昭和60年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成2年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成4年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成3年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成4年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成6年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成5年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成7年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成6年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。



2 平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和元年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 令和3年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補助事業	基準額	補助対象経費	補助金の額
救急後方病院ベッド確保対策費補助金	休日（注1）に休日・夜間急患センター又は休日在宅当番医制実施医療機関からの転送患者を受け入れる機能を有する医療機関に転送患者専用ベッドを確保するために市町村（注2）が行う救急後方病院ベッド確保対策事業	次の算式により算出された額 1,760円×確保ベッド数（注3）×ベッド確保日数（注4）	救急後方病院ベッド確保対策事業に要する経費	基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
救命救急センター運営費補助金	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日付け医発692号厚生省医政局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センターの運営事業	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年5月13日付け厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国交付要綱」という。）別表2の4基準額の欄の（1）に定める額	国交付要綱別表2の5対象経費の欄に定める経費	基準額と補助対象経費と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下同じ。）
救急救命士病院実習受入促進費補助金	国実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う救急救命士病院実習受入促進事業	国交付要綱別表2の4基準額の欄に定める額	国交付要綱別表2の5対象経費の欄に定める経費	基準額と補助対象経費と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額の範囲内で知事が定めた額
搬送困難事例受入医療機関支援事業費補助金	国実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う搬送困難事例受入医療機関支援事業	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（平成23年3月31日付け厚生労働省発医政0331第31号厚生労働事務次官通知別添。以下「国運営費交付要綱」という。）4（2）②	国運営費交付要綱4（2）②の表の第3欄に定める経費	基準額と補助対象経費と総事業費から診療報酬及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

		の表の第2欄に定める額		
救急患者退院コーディネーター事業費補助金	国実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う救急患者退院コーディネーター事業	国交付要綱別表2の4基準額の欄に定める額	国交付要綱別表2の5対象経費の欄に定める経費	基準額と補助対象経費と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
病院救急車活用モデル事業費補助金	国実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が行う病院救急車活用モデル事業	国運営費交付要綱4(2)④の表の第1欄に定める額	国運営費交付要綱4(2)④の表の第2欄に定める経費	基準額と補助対象経費と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額

(注1) 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日及び年末年始の日(12月29日から1月3日までをいう。)に限る。

(注2) 休日・夜間急患センターを開設する市町村又は休日在宅当番医制が実施されている市町村(当該事業の実施地域が複数の市町村にわたる場合は、原則としてこれらの市町村が定めた代表の市町村)とする。

(注3) 休日・夜間急患センターの後方病院の場合は外科、歯科以外の標榜診療科目数と、休日在宅当番医制実施医療機関の後方病院の場合は外科以外の当番制診療科目数と、1休日当たり当番医療機関数とをそれぞれ比較して少ない方の数をいう。

(注4) 休日・夜間急患センター又は休日在宅当番医制実施医療機関(後方病院が休日在宅当番医制実施医療機関となるものを除く。)の実診療日数を限度とする。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

岐阜県知事様

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度岐阜県

補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 所要額調書

3 事業計画書

4 所要額明細書

} ※申請する補助事業に応じて別紙一覧の様式を使用すること。

5 添付書類

(1) 補助事業に関する歳入歳出予算書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）

(2) 委託契約書の写し（運営を委託している場合）

(3) その他参考となる資料

第 号  
年 月 日

岐阜県知事様

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度岐阜県 補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり補助金額を変更されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- |   |                |   |   |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 変更交付申請額        | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額         | 金 | 円 |
| 3 | 差 額            | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類           |   |   |
|   | (1) 所要額調書      |   |   |
|   | (2) 事業計画書      |   |   |
|   | (3) その他参考となる資料 |   |   |

第 号  
年 月 日

岐阜県知事様

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度 補助金に関する  
事業経費配分変更（内容変更）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業について、下記のとおり配分を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) その他参考となる資料

第 号  
年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度 補助金に関する事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）の理由

第 号  
年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった 補助金について、岐阜県救急医療施設運営費等補助金交付要綱第6条第1項第5号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条による補助金の額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額  
（県補助金返還相当額）

金 円

（注）参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

岐 阜 県 知 事 様

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

年度岐阜県

補助金に関する事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所要額精算書
  - 2 事業実績報告書
  - 3 事業実績額明細書
- ※申請する補助事業に応じて別紙一覧の様式を使用すること。

4 添付書類

- (1) 補助事業に関する歳入歳出決算書の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
- (2) その他参考となる資料

第 号  
年 月 日

岐阜県知事様

住 所  
補助事業者名  
代表者氏名

発行責任者氏名：  
担当者名：  
連絡先（電話番号）：

年度 補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった 年度  
補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	円
1 確定補助金額（交付決定額）	円
2 既受領済額	円
3 今回請求額	円
4 残額	円

振込みは、下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号